

平成30年度神崎町水道水質検査計画

1. 基本方針

水道をご利用の皆様が安心して水道水をご利用いただくため、水道法施行規則第15条第6項の規定により、水道水質検査計画を以下の基本方針のとおり策定します。

- 1) 水質検査は、水道法で義務付けられている給水栓（蛇口）水質に加え、原水となる河川水及び地下水水質、浄水場の浄水水質に留意し、検査する項目、採水の場所、検査の回数（省略する項目がある場合にはその項目、理由）、検査の方法を策定します。
- 2) 臨時の水質検査を行うための要件、実施する項目などについて策定します。
- 3) 検査を委託する項目について策定します。
- 4) その他水質検査の実施に際して配慮すべき事項について策定します。

なお、水質検査計画は必要に応じて見直しを行います。

2. 水道事業の概要

計画給水人口 5,027人
計画給水量 1,441m³

神崎町の水道は、利根川河川水（表流水）を原水とする第二浄水場浄水と、地下水を原水とする古原浄水場浄水を混和し、古原浄水場から供給を行っています。

なお、第二浄水場は、東日本大震災にて被災した神宿浄水場の移転復旧により平成27年4月から古原浄水場隣地にて稼働しています。

浄水場名	第二浄水場	古原浄水場
水源の種類	表流水	地下水
水源の名称	利根川水系利根川	深井戸（1、2、3号井）
浄水方法	粉末活性炭処理 前塩素処理 薬品凝集沈澱処理 中間塩素処理 ろ過処理 後塩素処理	前塩素処理 除鉄・除マンガン処理
浄水場の場所	神崎町古原甲718-1	神崎町古原甲718-4
給水区域	※第二浄水場浄水と古原浄水場浄水は古原浄水場配水池で混和し、古原浄水場配水施設から供給されます。 (神崎町) 全域 (成田市) 野馬込、小浮 (香取市) 堀之内の一部（中津地区）	

3. 水源の水質及び浄水の水質状況

水源の水質について

水源となる、表流水の原水水質は、過去の水質と第二浄水場稼働後の平成27年から平成29年度の水質を比較しましたが、大きく変動した項目は有りませんでした。

しかし、利根川の下流部にて取水しているため、上流都市の排水や溜池などの放水の影響をうけており、カビ臭の発生、トリハロメタン濃度の上昇、そして水質事故の発生の懸念があるなど、必ずしも良い状況ではありません。そのため、上流域事業者や関係機関などとの情報共有をするとともに、神崎町小松地先の導水ポンプ場にて粉末活性炭の投入等による対策を行っています。

地下水の原水水質は、地下水の特性から安定しているものの、畑作地帯であるため硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の値に注意する必要があります。

平成22年度*から平成29年度までの表流水系原水水質は別表1のとおりです。

*表流水系は平成22年度（震災前）までは神宿浄水場のデータ。

平成24年度から平成29年度までの地下水系原水水質は別表3のとおりです。

浄水の水質について

給水栓水質及び浄水場浄水水質は、すべての水質検査項目において水質基準に適合しており、安全な水となっております。

平成22年度*から平成29年度までの表流水系浄水水質は別表2のとおりです。

*表流水系は平成22年度（震災前）までは神宿浄水場のデータ。

平成24年度から平成29年度までの地下水系浄水水質は別表4のとおりです。

第二浄水場稼働後の平成27年度から平成29年度までの給水栓水質は別表5のとおりです。

4. 採水場所

各採水地点の場所は次のとおりです。

水源	原水採水地点	浄水採水地点	給水栓採水地点
表流水	導水ポンプ場着水井	第二浄水場浄水池	香取市堀之内中津 中津公会堂給水栓 (中津給水栓)
地下水	古原浄水場集合井	ろ過機出口	
		古原浄水場出口	

5. 水質検査項目及び検査頻度及び設定理由

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は別表に示すとおりです。

給水栓（中津給水栓）の水質検査項目及び検査頻度及び設定理由は、別表6のとおりです。

水質管理目標設定項目（表流水系）の水質検査項目は、別表7のとおりで、表流水系原水と給水栓水で実施します。採水場所は原水を導水ポンプ場着水井で採水し、給水栓水を中津給水栓で採水します。農薬類の検査項目の選定は、水稻に用いる農薬類のうち、主に千葉県や茨城県で使用されている薬剤と、利根川にて取水する近隣事業者で下限値以上にて検出された薬剤について選定しました。

なお、平成30年度の水質検査実施内容は水質検査予定表のとおりです。

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく検査方法により行います。

7. 臨時の水質検査

臨時水質検査及び試験は、次のような場合実施します。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2) 水源に異常があったとき。
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- 4) 浄水過程に異常があったとき。
- 5) 配水管の大規模な工事又は、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- 6) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、定期の水質検査と同様に委託検査により実施します。委託する水質検査は、定期の水質検査を委託する検査機関と同一の水質検査機関により実施する計画です。

水質に問題が生じた場合は、該当物質について適宜検査を行い適切な処置を行いません。

8. 水質検査の自己検査及び委託検査の区分

毎日検査項目は自己検査を実施します。

その他の項目については、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下登録検査機関）に水質検査業務を委託します。また、水質検査委託区分は別表8～12のとおりです。

9. 放射性物質の検査

放射性物質の測定結果は、平成23年度から平成29年度まで全て不検出でありました。

平成30年度の計画は、原水2箇所（表流水、地下水）浄水1箇所（中津給水栓）で実施します。測定核種は放射性セシウム134及び137を委託検査にて実施します。測定頻度は3箇月に1回実施する計画です。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画の公表の方法は、水道事業ホームページにより行います。

また、検査結果につきましては、水質基準に適合していることについて評価するとともに、随時水道事業ホームページにて公開いたします。

水質検査計画の内容は皆様のご意見を参考にさせていただきながら、必要に応じて見直しをおこない、毎年より良い計画書としてまいります。

11. 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の委託先は、登録検査機関から決定しますが、省令の規定に基づく方法により検査を実施していることはもとより、「試料の採水から運搬まで受託検査機関で実施し、12時間以内に検査を開始できること」、「水道GLP認定を受けている優良な検査機関」を選定条件とし、水質検査の精度を高め、信頼性を保証すべきものとします。

委託した水質検査の実施状況等の確認は、「一次報告」「水質検査の結果の根拠となる資料」等で確認します。

1 2. 関係者との連携について

水源周辺で、水質事故が発生した場合、河川管理者や県、関係機関と連携して、必要に応じ現場調査及び水質検査を行い、水質事故発生時の通報連絡系統により連絡を実施します。

1 3. その他

この水質検査計画は3月中に公表し、水質検査計画や水道事業について皆様の意見を取り入れ見直しを行い、4月より実施するものです。

水質検査計画や水道事業について、ご意見等がございましたらお手数ですが、電話にて神崎町水道事業までご連絡ください。

神崎町水道事業
電話 0478-72-3322

30年度水質検査予定表

① 表流水系 原水（導水ポンプ場）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目（原水項目）※注1	○				○				○			
アンモニア態窒素	○				○				○			
クリプトスピリウム及びシアロバクテリウム	○			○			○			○		
大腸菌（クリプト指標菌）	○			○			○			○		
嫌気性芽胞菌（クリプト指標菌）	○			○			○			○		
アンチモン及びその化合物					○						○	
ウラン及びその化合物					○						○	
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）					○						○	
遊離炭酸					○						○	
1,1,1-トリクロロエタン					○						○	
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）					○						○	
臭気強度（TON）					○						○	
腐食性（ランゲリア指数）					○						○	
従属栄養細菌					○						○	
オキザシクロメホン		○			○							
グリホシネート		○			○							
ダイムロン		○			○							
テルフルトリオン		○			○							
ピラクロニル		○			○							
フェリムゾン		○			○							
ブタクロール		○			○							
フサライド		○			○							
プレチラクロール		○			○							
プロモブチド		○			○							
ベンゾフェナップ		○			○							
放射性物質	○			○			○			○		

② 地下水系 原水（古原浄水場集合井）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目（原水項目）※注1					○							
アンモニア態窒素					○							
大腸菌（クリプト指標菌）	○			○			○			○		
嫌気性芽胞菌（クリプト指標菌）	○			○			○			○		
放射性物質	○			○			○			○		

③ 1号井戸

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ヒ素及びその化合物						○						

④ 2号井戸

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目（原水項目）※注1						○						

⑤ 3号井戸

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ヒ素及びその化合物						○						

⑥ 古原浄水場 配水池出口（地下水系浄水＋表流水系浄水）

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目（全項目）※注2			○						○			

⑦ 第二浄水場 表流水系浄水（浄水池）

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目（全項目）※注2	○				○				○			
クリプトスピリジウム及びジシアリア	○			○			○			○		

⑧ 古原浄水場 地下水系浄水（ろ過後水）

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目（全項目）※注2					○							

⑨ 中津給水栓

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目（全項目）※注2		○			○			○			○	
一般細菌	○		○	○		○	○		○	○		○
大腸菌	○		○	○		○	○		○	○		○
塩化物イオン	○		○	○		○	○		○	○		○
有機物（TOC）	○		○	○		○	○		○	○		○
ジェオスミン	○		○	○		○	○		○	○		○
2-メチルイソボルネオール	○		○	○		○	○		○	○		○
ニッケル及びその化合物					○						○	
ジクロロアセトニトリル					○						○	
抱水クロラール					○						○	
臭気強度（TON）					○						○	
腐食性（ランゲリア指数）					○						○	
従属栄養細菌					○						○	
放射性物質	○			○			○			○		

※注1 別表基準項目4.1項目一式

※注2 別表基準項目5.1項目一式